

令和7年度高知県相談支援従事者(初任者)研修に関するQ&A

No.	質問	回答
1	指定相談支援事業所に勤務する予定は全くないものの、自らのスキルアップのために受講することは可能ですか？	すぐに現場で従事していただける相談支援専門員を養成することを第一の目的としており、原則、指定相談支援事業所等において遅くとも令和7年度中に確実な従事予定がある方に限定させていただきます。
2	相談支援専門員に就任できる時期は不明ですが、いつかはなりたいと思っているので受講していいですか？	資格を維持するには5年以内ごとに一度現任研修を受講する必要があり、その現任研修受講には一定の相談支援経験が要求されていることから、早めに初任者研修を受けても資格を喪失する可能性があります。遅くとも令和7年度中に確実な従事予定がある方のみ受講してください。
3	相談支援専門員になるためには何が必要ですか？	実務経験(別紙「相談支援専門員の实務経験一覧表」に該当するもの)+相談支援従事者研修(講義+演習)修了 ※初任者研修受講後5年以内毎に現任研修を受講する必要があります。
4	サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者になるためには、初任者研修の受講が必要ですか？	初任者研修の「講義」部分の受講が必要です。
5	5年以上前に初任者研修を受講しましたが、それ以降現任研修は受けていません。この場合、どの研修を受講すればいいですか？	初任者研修を受講後、翌年度を1年目として5年目までに現任研修を受講する必要があります。 受講していない場合は、相談支援専門員として配置できなくなります。再度配置できるようにするには、初任者研修の再受講が必要です。(例:令和元年度に初任者研修を受講した方で令和6年度までに一度も現任研修を受講していない方は、初任者研修の再受講が必要です。)
6	個人の申込みなのですが受講できますか？	原則受講できません。 本研修は所属先から推薦を受けていただき、所属長からのお申込みをお願いしております。つきましては、所属からの推薦が無い個人でのお申込みは原則認められません。ただし、新規事業所立ち上げ予定等の事情により所属先からの推薦を受けられない場合は県障害福祉課までご相談ください。 なお、サービス管理責任者等になるために講義部分のみを受講される場合は、個人での申込みも可能です。
7	高知県外からの受講は可能ですか？	県外事業所の方は受講できません。県内事業所の方のみの受講とさせていただきます。
8	障害福祉サービス事業所に経理事務員として10年以上勤務した場合、実務経験として認められますか？	認められません。
9	幼稚園、保育所、学校等で10年以上従事し、児童の中に障害児もいた場合、実務経験として認められますか？	認められません。(児童の中に障害児がいたという場合は、障害者の支援業務の対象外です。特別支援学級は対象となります。)